

20世紀における保育所の変遷 ——障害児保育の調査を含めて——

窪田 英夫* 後藤嘉余子** 鈴木 裕子***
樋田 朋子** 落合 香代****

The Change of The Nursery Schools in the 20th Century.
——An Investigation of Nursed Disabled Children——

Hideo KUBOTA, Kayoko GOTO, Yuko SUZUKI
Tomoko TOIDA, Kayo OCHIAI

I 緒 言

20世紀も今まさに最後の年を迎えている。保育所の歴史を考える時、その始まりは19世紀後期にあったといえるが、その主体的活動は20世紀に入ってからといってよく、この100年の日本の変動に連携しながら変化してきているといえよう。この100年は大きく分ければ、世紀半ばの第2次世界大戦によって、日本の社会も家庭も大きな変革を受けている。保育所の歴史も同様に2つの時期に分けて考えられるといえよう。特に最近の20年間の変化には著しいものがあり、少子高齢化という日本社会の急激な変化に追われる形になっている。また、社会の変化は、障害者に対するノーマライゼーションの方向がすすみ、保育所においても日々保育に欠ける児童の保育が、健康乳幼児のみの保育から障害をもつ乳幼児を含む統合保育へと変化してきている。20世紀を終ろうとする現在、この100年間の保育所の変遷を通覧してみることは意義あることではないかと考えている。勿論、この問題は成書によっても詳細に書かれている内容が多いが、ここ数年間の動きなどについては触れられていないところから、ふれてみたいと考えた。

また、保育所における障害児保育の問題は、多くの課題を含んでいるが、一地域における実態を調査したので、その調査結果も紹介したいと考えている。21世紀を迎えるに当たり、この100年間に成熟し、更に変化しようとしている保育所について、その変化の骨子をとらえてみることは必要なことではないかと考えている。

II 第2次大戦前における保育所の変遷

この時代の内容については、既に多くの成書にとり上げられており、多言を要しない。むし

*保育科 小児医学第1研究室 **児童学科 児童学研究室

保育科 保育学研究室 *豊島区心身障害児福祉センター 幼児指導科

ろ、多くの成書が記述的であり、詳細であるが故に通覧的に把握しようとする時、困難を感じることがあるので骨子の部分を簡明に表示するようにした。(表1参照)

表1 戦前の保育所の歴史

略年・年号	社会の出来事	保育所の歴史
1890明治23年		保育所の最初のものとして、赤沢鐘美・仲子夫妻が子守をしている生徒の教育とその子守が連れてくる乳幼児の教育を同時に行うために私立新潟静修学校内に託児所を設置した。
1892明治25年		女子高等師範学校付属幼稚園に貧困家庭の幼児を対象に分室が開設された。
1894明治27年 ～1895年	日清戦争	戦後、産業革命の進行により、貧困家庭の問題が潜在化する。
1900明治33年		野口幽香、森島峰が東京のスラムに貧しい子ども達を対象に二葉幼稚園(後に二葉保育園)を設立。貧困家庭の家事に余裕をもたせるため7・8時間保育、知識主義を排し、日常生活習慣形成など貧困な条件におかれた幼児の現実におざした保育を行う。
1904明治37年 ～1905年	日露戦争	女子労働者の雇用対策として工場に託児所が設置される。戦争中、出征家庭の生計維持のため出征軍人児童保管所が民間団体によって、東京、長崎、岡山、神奈川等に設立される。戦後、内務省はそれらを貧民に対する感化救済事業施設・託児所として位置づけた。
1918大正7年	米騒動	内務省は社会政策として、全国の主要都市の労働者住居地域に公立保育所を設立。明治末年には全国に保育所は15カ所であったのが、1922年には96カ所と増加していった。
1926大正15年		文部省は幼稚園の保育内容、方法について幼稚園令を制定する。幼稚園の機能として貧困家庭幼児を対象にした幼稚園の設置を強調する。しかし、財政的保障、行政指導に積極的ではなかった。
1938昭和13年		厚生省は社会事業法を制定、託児所に法的措置がとられる。
1939昭和14年 ～1945年	第2次世界大戦	婦人の労働力を必要とするため、保育施設の増設を図るとともに、保育者の養成を図った。戦争の激化に伴い、戦時非常措置として各地で幼稚園は休園におこまれる。

保育所の始まりを山下俊郎が述べているように、本来の託児所(保育所の初期の名称)だけを目的として明治33年に設立された東京市の二葉幼稚園(現在の二葉保育園)とすると、保育所は1900年、20世紀の当初から始まったことになるが、それ以前の10年間に新潟県で赤沢鐘美・仲子夫妻が行った子守の教育と子守が連れてくる乳幼児を保育した託児所の業績も無視できない。よって、保育所の始まりは19世紀後期にあると考えられ、その連続線上に二葉幼稚園があ

って、今世紀の始めに本格的な保育所事業が始まったとってよいのではないと思われる。表1を通覧して考えられることは、戦前の保育所の役割は貧困な婦人の労働の援助、貧民の救済というところに重点がおかれ、昭和13年に厚生省は社会事業法を制定し託児所に法的措置がとられたが、これも貧困者の救済のためのものであり富裕階層の児は幼稚園へ、母親が働く貧困層の児は保育所へと区別されていた。第2次世界大戦が始まった昭和14年頃からは戦時非常措置として各地で幼稚園は休園におこまれ、婦人労働力確保のために保育所の増設及び保育者の養成が図られた。

Ⅲ 第2次大戦後における保育所の変遷

1947年（昭和22年）「児童福祉法」公布

この法律によって、児童福祉の基本理念が明らかにされ、児童福祉の実施方法として児童福祉審議会の設置、児童相談所、児童福祉司、児童委員の役割、また、協力機関としての福祉事務所、保健所の仕事などが決められ、加えて14種類に及ぶ児童福祉施設が設置された。保育所はその一施設として位置づけられ、市町村長が所管する福祉事務所によって乳幼児の入所措置が行われることとなった。この時点で厚生省が所管する保育所と、文部省が所管する学校教育法に基づく幼稚園とは、目標・内容が区別され、後に種々の批判が出るが、幼保二元化が決定的となった。児童福祉施設である保育所は、「日日保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。②保育所は前項にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる」とされた。こうした目的にあわせて、保育所の設備、人的配置などが最低基準で定められ出発することとなった。

1948年（昭和23年）『保育要領』発行

文部省は対象を幼稚園教諭のみならず、保育所保母及び家庭の母親にも役立つよう保育内容や観点を示した。この要領でみるかぎり、幼稚園と保育所の保育内容は一体的であるといえる。

1950年（昭和25年）「保育所運営要領」発刊

厚生省は保育所運営の指標として運営要領を示した。

1952年（昭和27年）「保育指針」刊行

厚生省は保育所のみならず、他の児童福祉施設における保育のために、発達基準、生活指導のあり方、保育計画のたて方、保育児童の問題など、児童福祉施設全般にわたる保育の専門事項をおさめたものを示した。

1956年（昭和31年）『幼稚園教育要領』刊行

文部省は幼児教育の一般的指針ではなく、学校教育機関としての幼稚園の教育内容の基準を明示し、よって幼稚園は保育所と一線を画する機関としての役割を担わされた。

1965年（昭和40年）「保育所保育指針」刊行

表2 年令別保育内容

年 令	保 育 内 容
1才3カ月未満～2才	生活、遊び
2才	健康、社会、遊び
3才	健康、社会、言語、遊び
4、5、6才	健康、社会、言語、自然、音楽、造形

厚生省は年令別に保育領域を明らかにした。（表2参照）

1980年（昭和55年）「保育所における障害児の受入れについて」

厚生省は昭和53年に出した「保育所における障害児の受入れについて」の通知を廃止し、新たに上記標題の文書を出し、保育所における障害児の受入れを円滑にする方策をとり、この事業の推進を図った。同時に国の助成措置を行うことができることとし、国家的に保育所における障害児の統合保育が打出されることとなった。

1989年（平成元年）幼稚園教育要領を告示

文部省は子どもの発達面を考慮して健康、人間関係、環境、言語、表現の5領域を設定した。小学校の教科教育との関連よりは、幼稚園教育の独自性の方が強調された。

1990年（平成2年）保育所保育指針を通知

厚生省は「幼稚園教育要領」改訂に伴い、「保育所保育指針」に改訂を加える。3才児以上に関しては、上記幼稚園教育要領と同じく5領域が設定される。それまで示されていなかった6か月未満児の保育の内容を加え、産休明けからの0才児保育を位置づけた。

1994年（平成6年）「エンゼルプランプレリュード」策定

平成2年は、前年の合計特殊出生率が、昭和41年の^{0.95}内午年の1.58を下回り、いわゆる「1.57ショック」と呼ばれ少子化社会の到来が広く認識されはじめた年であった。その後、政府は少子化対策について、いくつかの会議や研究会をつくって検討を行い、平成6年度政府予算案にこうした問題に総合的に取り組んでいくための第一段階として「エンゼル プラン プレリュード」と銘打ち児童家庭対策を盛り込んだ。その内容は標題だけをあげると次の通りである。
 ○子育て支援のための基金の創設、○特別保育対策の推進、○時間延長型保育サービス事業の拡充、○保育所等地域子育てモデル事業の拡充、○事業所内保育施設への運営費助成の創設、○在宅保育サービス事業、○駅型保育モデル事業の創設、○放課後児童対策事業の拡充、○子どもにやさしい街づくり事業の創設、○育児関連情報24時間ネットワーク事業の創設、○共働き家庭子育て休日相談等支援事業の創設、○病後児デイサービスモデル事業の創設などである。

1994年（平成6年）緊急保育対策等5カ年事業を策定

子育てに対する社会的支援を講じていく際には、総合的かつ計画的にすすめる必要がある。平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣合意によるエンゼルプランが策定された。更に大蔵、厚生、自治の3大臣合意により緊急保育対策等5カ年計画が策定され、その事業の目標も示された。これらの事業は平成7年から実施されることとされている。（表3参照）

表3 緊急保育対策等5か年事業の目標

(厚生白書、1995)

項 目	緊急保育対策等5か年事業の目標		目標数値の考え方
	(平成6年度)	(平成11年度)	
[多様な保育サービスの充実] 低年齢児(0～2歳児)保育	45万人	60万人	入所待機児童等、保育所への入所を希望しても入所できない低年齢児のすべてが入所できる水準まで確保。
延長保育	2,230か所	7,000か所	おおむね午後6時以降の保育を行う保育所を、都市部*の保育所の2か所に1か所、その他の地域の保育所の4か所に1か所で実施できる水準まで確保。
一時的保育	450か所	3,000か所	緊急時や短期間の保育を行う保育所を、都市部*の保育所の4か所に1か所、その他の地域の保育所の10か所に1か所で実施できる水準まで確保。
乳幼児健康支援サービス事業	30か所	500か所	病気回復期の乳幼児の保育を行うサービス事業を人口10万人以上の都市に、人口10万人当たり1か所実施できる水準まで確保。
放課後児童クラブ	4,520か所	9,000か所	小学校低学年の児童のうち、昼間親が不在等の理由で放課後児童クラブの利用が必要な児童(全国で対象年齢児童のおおむね1割弱)のすべてが利用できる水準まで確保。
[保育所の機能化のための整備] 多機能化保育所の整備	— か所	1,500か所	新しく建て替えられる保育所等について、乳児保育・子育てサークル支援等の多様なニーズに対応できるよう施設・設備を整備。
[子育て支援のための基盤整備] 地域子育て支援センター	236か所	3,000か所	地域子育てネットワークの中核として、育児相談・育児サークル支援等を行うセンターを、保育所等に併設することにより、各市町村に1か所設置できる水準まで確保。

* 東京23区および人口30万人以上の市

1997年(平成9年)児童福祉法の一部を改正

厚生省は、児童福祉法を昭和22年に制定してから児童をとりまく環境が大きく変化し、対応することが困難となったため制度の再構築を図ることとした。

児童保育施設の改正点としては、保育所への入所の仕組みの変更、保育所による情報提供及び保育相談の実施、保育料の徴収方式の変更、放課後児童健全育成事業の法改正、関連市町村の連携などがあげられる。

IV 考察—20世紀における保育所の変遷について

第2次世界大戦を境に、日本の社会情勢は一変したといえる。変化の内容は既に記述したが、

終戦前における日本は貧しく、しかも戦争謳歌の中で国民は犠牲を強いられ、貧困に甘んじなければならなかった。従って、保育所の活用は貧民救済、治安対策といったところの域を出ず、日中戦争それに続く第2次大戦のため、男子は殆ど軍隊や工場にかり出され、婦人が代って働くための託児機能をもつ保育所に預けざるを得なかった。農村でも、食糧増産のために、婦人の労働が過重となり託児施設を利用することが多くなった。この当時、受入れる保育所も保育内容が十分検討されているとはいえず、公立施設は極めて少なく、篤志家や宗教家などによって施設の運営がされている場合が多かった。第2次大戦の終結によって、福祉対策は大きく変わり、それ以後の日本の社会的変動が保育所のあり方を大きく変えてきているといえる。昭和22年の児童福祉法の制定で、保育所の社会的位置づけが基本的に変わり、保育所は公立、私立を問わずすべて児童福祉法の最低基準を満たさねばならなくなり、時代とともに保育指針が改訂され、新しい保育内容で対応されることになって、乳幼児にとってはかなり満足される保育が行われるようになってきた。しかし、社会の変動は、そうした保育所の努力を上回るものがあり、女性就労の増加による共働き家庭の増加は、0才児保育、延長保育、夜間保育などの制度外の保育を求めることになり、そうした保育が変則的な型で浸透するようになった。更には、結婚年齢の高令化などによる少子化傾向が、従前、必要とはされながらも実行不可能と考えられていた保育対策、即ちエンゼル・プランといった画期的な保育制度を政府に実施させる状況にまで変化させてきている。保育指針もこうした保育所の変貌にあわせて新たな検討が加えられつつあると聞いている。20世紀という世代は、保育所という施設を創設し、これ以上制度的に対応できるかといった限界の近くまで内容を変えた100年であったといえよう。こうした施設で、乳幼児が豊かな人間性をもつよう保育されることに期待したいところである。保育所にとって激しい変化の時代であったといえよう。

V 保育所における障害児保育の調査成績

1. まえおき

保育所の変遷の中で、昭和50年頃から始められた障害者保育の問題は、保育所に新しい方向性を示したものでいえよう。昭和40年代後半から障害者の人権の尊重が重視され、教育も、福祉も、医療も、その地域社会で扱われるべきであるというノーマライゼーションの考え方が強調され、保育所においても健康児のみならず障害児の保育も行われるべきであるという考え方から、保育所に障害児が受入れられるようになった。実際には、昭和50年頃から実施され始めたようであるが、昭和53年に厚生省から局長通知として「保育所における障害児の受入れについて」という文書が出されており、更に昭和55年には53年の通知を廃止して障害児の受入れを拡大する形の改正案が出ている。この文書では国の助成措置についても示されている。われわれは、平成8年の段階で、こうした保育所での障害児の受入れが順調か、また、問題点があるとすればどんな点なのかを調べたいと考え調査を実施した。まず東京都庁で、こうした問題

の取扱いを調べたところ、各区市町村で実施方法に違いがあり、全都的な調査は不可能であることが判った。そこで、都内で比較的熱心なT区にお願いし、調べさせてもらった。まず、われわれが保育所を訪問して障害児の保育の実態を観察してもらい、その上で保育園長宛にアンケートを行って、問題の有無を回答してもらった。ここでは、主としてアンケートから得られた調査結果を報告し、保育所における障害児保育の実情について述べたいと考えている。

2. アンケートの実施方法

T区には区立保育所が32か所あるが、32か所の保育園長宛にアンケートを郵送し、回答も無記名で大学研究室宛に送ってもらった。回収数は21か所（66%）であった。

3. 調査結果

① T区における昭和58年（この区の障害児保育開始年次）から平成6年までの延受入れ保育所数と受入れ障害児数は表4の通りであった。また、障害児としては精神発達遅滞367名（82.2%）、ダウン症55名（12.8%）、點頭てんかん12名（2.8%）、脳性まひ10名（2.3%）などであった。

表4 障害児の受入れ保育園及び障害児数

	受入れ数 Total	障害の種類	
		最高	最低
保育園	261か所	28	16
障害児	431人	47人	26人

（昭和58年～平成6年）

② 平成8年調査の状況

表5-1に示す通りであった。回答のあった21か所の園児数1,813名のうち障害児は14名であり、受入れ園は9か所で（表5-1）例年に較べて少ない状況であった。その障害の内容及び程度は表5-2の通りである。

表5-1 平成8年末保育園長宛障害児保育についてのアンケート調査の結果

全保育園数	アンケート回答 保育園数	児童数	障害児数	保育者数	受入園数
32か所	21か所	1,813人	14人	327人	9か所

表5-2 上記調査における各園の実状

保育所名	在園年数	入園年齢	障害名	程度
A	1年9ヶ月	5ヶ月	不明	重度
B	—	—	—	—
C	—	—	—	—
D	6ヶ月	2才	—	身障2級
E	—	—	—	—
F	4ヶ月	4才	ダウン症候群	中度
	5ヶ月	5才	精神発達遅滞（自閉症）	軽度
G	1年8ヶ月	3才4ヶ月	精神発達遅滞（自閉傾向）	中度

H	5ヶ月	3才	精神発達遅滞	軽度
	5年3ヶ月	3才	精神発達遅滞	軽度
	3ヶ月	4才	精神発達遅滞	中度
	1年3ヶ月	3才	プラダーウィリイ症候群	軽度
	2年8ヶ月	3才	精神発達遅滞（自閉傾向）	中度
I	9ヶ月	3才	精神発達遅滞	軽度
J	—	—	—	—
K	—	—	—	—
L	—	—	—	—
M	—	—	—	—
N	—	—	—	—
O	—	—	—	—
P	—	—	—	—
Q	8ヶ月	5才	精神発達遅滞	—
R	—	—	—	—
S	8ヶ月	2才5ヶ月	精神発達遅滞	軽度
T	—	—	—	—
U	3ヶ月	4才	自閉症	—

—は無回答

（程度はT区での分類による）

- ③ アンケート項目 障害児と担任保母との関係
 大変よい 11か所 普通 1か所 悪い 0か所 無回答 9か所
- ④ 他のクラス担任保母と障害児との関係
 協力的 12か所 協力的でない 0か所 無回答 9か所
- ⑤ 障害児家庭と保育所との関係
 協力的 11か所 非協力的 1か所
- ⑥ 心理職といった専門職の巡回指導が必要
 必要 19か所 不必要 0か所 無回答 2か所
- ⑦ 職員の加算について（この区では原則2名の障害児、1名の職員加算が行われている）
 十分対応されている 5か所 加算されなくてもよい 1か所 十分でないが対応されている 2か所 対応されていない 5か所 アルバイト対応である 2か所 無回答 6か所
- ⑧ 職員の指導上難しいと思うこと
 障害の重い場合は1：1の対応が必要である。親が障害を認めていない時。クラス担任の見解が違う時。
- ⑨ 職員に対して日頃指導していること
 1) 障害児に対する話し合いを多くもつことで担任保母が自信をもつ
 2) 専門家を混えた討議が必要である。 3) 特別扱いをするのではなく自然に対応する。
 4) 動きをよく観察し、子どもの心に添う保育を行う。 5) 記録をきちっととる。
- ⑩ 過去に園長自身が対応し苦労した例とその解決方法
 園長が体験した問題とその対応の仕方を表6に示した。

表6 園長自身が体験した問題例の一覧

障害名	程度	保育年数	問題となったこと	どのように解決したか
ダウン症	重度	1年	S47で区として障害児保育をしていなかった。入園させるかさせないかで問題となり、保護者が裁判所に勤めていた関係で結局入園させた。	入園の条件として、午前保育にした。
水頭症	重度	2年	水がたまらないように管がはいていたが、医療機関に連絡することが少なく、卒園後失明したようだ。	何でも統合保育にまかせるのではなく、ケースによっては、医療機関ともしっかり連携して、受け入れたかったと反省、親が入園させたいばかりに保育園に体のことを詳しく話さなかったことにもよる。
脳性小児まひ		6年	歩行が3才過ぎってから開始、安定せず、又発作を伴うため目が離せない。(ことばも全く発することなく)	異動してしまった為、卒園までは見ることができなかった。
二分脊椎	知的障害なし	1年	導尿を保育園でやることの是非、両下肢マヒ(車イス使用)	医療行為との関係が問題かとなりましたが保育園で実施
自閉症	重度	5年	父親が協力的でない為に母親ひとりで精神的にまいっていた。(両親とも医者)。子どもにじっくりむき合っただけで接することができず、子どもが自分の身体を傷つける行動をとってきた。	担当保母を中心に職員会で職員全員が勉強の機会をもち、対応の仕方について話し合った。多忙な日々の中で保護者に時間を作ってもらい、担任、園長、主任で何回か話し合いをもった。父親に送迎を頼み毎日の会話の中で子育ての楽しさを知らせていった。
ダウン症	重度に近い中度	3年	就学時になって、児に無理な学習又は普通の子と同じように学習させるため、普通学級に通わせたいという相談を受けた。	学校は親が決めることで、園長はアドバイスのことはできなかった。心臓病をもち遅滞があり、動きまわることも考慮する必要があったので、親の気持ちに賛成できない気分になった。児の状況をしっかりと把握してもらい一番幸せに過ごせることを考えてほしいことを親に話し何度も相談役になった。
重複障害MR+視覚障害	重度	1年5カ月	保育者の障害に対する知識に欠ける点、全く1対1であることから、集団保育が必要なかどうか。	職員間での話し合い、巡回指導により解決(心理、Dr.)
ヌーナン症候群	中度	4年	病気? 障害の正しい理解	担当医師との密接な連絡
自閉症的傾向		1年4カ月	5才児クラスのため、健常児が“〇〇ちゃんはもう5才なのはどうしてあのような事をするのか”という思いで見ることが多く、その子どもに対しての理解が示されなかった。	子ども達から質問がでる度に理解できる様な話し方をし、クラス担任が子ども達と一緒に考えていく事で健常児がその子ども達の行動をその子なりの姿として受け止め理解を示すようになり、特別視しなくなった。
二分脊椎水頭症	6級	1年	母親が転倒を心配して、ベランダその他に人工芝を要求したり、何かにつけて不満をもちます。	何回でも母親の不満や要求をじっくり聞き、精神的に安定するよう努力する。健常児を預ける施設として出来る事と出来ない事ははっきり伝える。本児はできるだけ個人的に危険のない様に保育し、ケガをさせないように気をつけた。
知的発達障害	重度	6年	5時までの平常保育にはひとり保母をつけたが、5:00~6:00の特別時間をどうするか。	その子どもの専門の当番(5:00~6:00)を(交代制)を作った。
自閉症	重度	1年	ほとんど統合保育と関係なく、障害児の動きにふりまわされた。	母親との話し合いができず、お互いに逃げ腰だった。
病名未定	重度	11カ月	呼吸器系にも障害があり、日中(特に午睡中)呼吸が止まる。	日中は見守るのみ、午睡中は寝息が分かる位置に保育者がついた。4月入園で12月からカゼをひき欠席、そのまま呼吸不全のため死亡。

4. 考察

保育所における障害児の保育が順調にしているのか否かは、保育所へ行ってその状況をみるまでは多少の疑問もあったが、実情をみると何処に障害児がいるのかを探す程自然に行われているというのが、観察後の全体的な印象である。そうした理由の中には、この区において、入所に該当する障害児がある程度入所審査会によってセレクトされていること、障害児保育を始めてからの期間が長く、保育者も障害児に馴れているといった点があるからかもしれない。健康な子ども達も、「〇〇ちゃんは食事が遅いんだよね」とか、「何ができないんだよね」とか、障害をその子の特性としてとらえ奇異に感じていないことが伺われ、こうした点が統合保育といわれる保育の特長であろうかと考えられた。成人してから障害をもつ人に接すると当初は親和感がわからないが、子どもの時から仲間として接触していれば特別な感情なしに接することができるのではなかろうか。障害児にとっても、他の子どもが行うことを自分でも実行しようとする刺激を日常の中で受けていると思われ、ノーマライゼーションはここから始まる必要があると考えられた。しかし、保育園長へのアンケートで見られるように管理者としてみたときに悩みがないわけではない。しかし、園全体が円滑に運営でき、障害児にとって、より多くのプラスがえられることが期待される。障害児の問題は、保育の歴史の中でどうしても通らなければならない関門ではあったが、幸い調査したところでは順調にすすんでいるようである。その前提としては保育の担当者が障害に対する知識をもつこと、自然につき合える相互の愛情を育てることが大切なことと考えられた。

VI おわりに

今まさに20世紀という時代を終ろうとしている。この時期に20世紀を振り返って観ることも意義あることと思う。われわれと、日常、接触あるいは教育上関係が深い保育所について、その経緯を通覧してみたいと考えた。特に少子高令化社会の影響から保育所が大きく変わろうとしているが、その保育所は1900年、即ち20世紀に出発したとの見方もあり、当時、貧困者層を対象とした施設として発足したことを思えば、その変化には雲泥の差がでたということになり、とりもなおさず日本社会の変化像を反映しているといえる。本来ならば詳細に内容を検討すべきであるが、それは一冊の成書をつくることにもなりかねないので、ここではごく表面的な観察にとどめた。そうした中で保育所における障害児保育の問題は特に関心のあった内容だったので、この点に焦点をあて調査研究を行った。保育所の将来にとっても、この問題はより検討され、発展させられるべき領域であると思う。この小論文が教員、学生にとって資料として多少とも役立つことを願ってやまない。

参考文献

- 1) 岩崎次男編：近代幼児教育史. 明治図書出版, 1979
- 2) 池田祥子、友松諦道編：保育制度改革構想. 栄光教育文化研究所, 1997
- 3) 柴崎正行編：保育内容と方法の研究. 栄光教育文化研究所, 1997
- 4) 山下俊郎著：保育学概説. 厚生閣, 昭和48年
- 5) 吉岡 毅他著：乳児保育 I・II. 光生館, 1981
- 6) 厚生省編：厚気白書 平成5年版. ぎょうせい, 平成6年(1994)
- 7) 厚生省編：厚気白書 平成7年版. ぎょうせい, 平成7年(1995)
- 8) 厚生省編：厚気白書 平成10年版. ぎょうせい, 平成10年(1998)
- 9) 教員養成系大学保健協議会編：学校保健ハンドブック. ぎょうせい, 平成4年(1992)